発行所
三池炭鉱労働組合
大牟田市不知火町2
電話 ③3033番 ③3034番
編集兼発行人　澁田紀生
年間600円　送料共

責任あくまで追及

許せぬ、新たな攻撃

組合、CO・遺族要求つきつけて闘う

患者に二度と帰らぬ〝人間〟

現在政府と三井鉱山は、かねてCO患者が提出している障害認定申請に対し、CO特別法制定の際の固い約束をふみにじり、きわめてきびしい認定を押しつけることのほか、三池のCO患者を最後的にまっ殺しようと、いっきょに全面的な攻撃準備をととのえ中だと見られている。これはたんに三池のCO患者のみにとどまらず、人間に対する攻撃である。この重大なとき、当然ながらかねて「命を守る闘い」をすすめている三池労組は、総評・炭労と手を結び、あくまで政府・三井鉱山の責任を追及しながら要求をつきつけ、断固として闘うことになった。

組合の要求事項

政府に対する要求

(1)解雇制限　昭和四十六年一月一日で、「解雇しない」と約束した「当分の間」の限界がくるので、国会における大臣答弁にもとずく行政指導を明らかにすること。

(2)完全治療　(イ)完全に回復するまで労災による治療補償。(ロ)リハビリテイションの実施。(ハ)アフターケアーの完全実施。(ニ)被災手帳の再発行。

(3)前収補償　軽作業者に、立法時の大臣答弁にもとずく傷害認定(七級)を行なうこと。

(4)宮浦自然発火、及び四十二年九月二十八日の三川鉱坑内火災による被災者にも、CO特別法に基づく介護料を遡及し支給すること。

(5)職場復帰前の温泉治療。

(6)被災者で停年となった患者のための特別対策事業創出。

(7)CO患者には、厚生年金の「障害年金」を直ちに支給すること。

(8)万田回復訓練所の内容充実。

三井鉱山に対する要求

(1)長期傷病給付者は、三年以降も解雇するな。

(2)治療の充実。(詳細は略)

(3)前収補償　(イ)坑内復帰者に一日当り(出勤日)三百円補償せよ。(ロ)坑外配転者には月千五百円補償せよ。(ハ)異議申請中の者は、別途協議。(ニ)補償は賃金上昇に応じスライドせよ。

(4)職場を造成せよ。(詳細略)

以上のほかに「停年者の取り扱い」など、十四項の要求がある。

遺族の要求

(1)弔慰金の増額。(2)期末・賃金の棚上げ分の支払いなど、きびしい生活の中で苦しむ遺族たちの、切実な要求は十一項目である。(詳細は省略)

患者・遺族の実態

◎CO患者

長期傷病補償給付者
三池＝十一人、第二＝十四人、職員＝〇人、組夫＝一人。計＝二十六人。

一時経過観察者
三池＝四十六人、第二＝十二人、職員＝五人、組夫＝一人。計＝六十四人。

坑外復帰者(補償打切り)
三池＝百六十四人、第二＝四十六人、職員＝不明、組夫＝不明。計＝二百十人。

坑内復帰者(前に同じ)
三池＝二十五人、第二＝二百十一人、職員＝五十七人(坑外とも)、組夫＝不明、計＝二百九十三人。

その他(退転と死亡)
三池＝七十三人、第二＝百二十四人、職員＝八人、組夫＝三十八人(坑外、坑内ともに)、計＝二百五人。

以上計
三池＝二百六十二人、第二＝三百八十一人、職員＝六十五人、合計＝七百八人。

右のほかに三十九年の宮浦鉱の坑内における自然発火のときのCO患者が五人(三池)、四十二年の三川鉱坑内火災のとき生まれたCO患者が三百九人(三池＝百二十七人、第二＝百八十二人)、後遺症の痛苦と闘っている。

したがって三池炭鉱におけるCO患者数は、一千百十二人の多量にのぼっている。

◎遺族

アソニット工場勤務
三池＝四十一人、第二・職員・組夫関係＝四十人。計＝八十一人。

右のうち、すでに援護を打ち切られた人が二十六人。

縫製工場勤務
三池＝二十四人、第二・職員・組夫関係＝三十一人。計＝五十五人。

援護を打ち切られた人十八人。

右のほかに二百三十六人にのぼる遺族たちが、他の職場で働いたり、病弱者は待機手当を受けたりして、苦しみながら生きている。

いまも無意識のまま、ベッドに横たわる宮嶋重信さん。

犠牲にされた者がなぜ…

闘わねばならないのか

昭和三十八年十一月九日、忘れることのできないあの大爆発。それも石炭政策によって、会社の合理化により大爆発が起きたのです。

そのために犠牲を受けたのが、亡くなられた四百五十八名と、八百二十二名のCO患者なのです。

それなのに、犠牲になった者がなぜ解雇制限、前収補償、完全治療の三本の柱を要求し、闘わなければならないのか。爆発さえなかったら、三本の柱はどれ一つとして必要ではありません。

あの日から六年以上経っているのに、いまだにCO患者である私の夫のたましいは帰らず、家族さえも愛の目で見ることができず、まるで子供です。それなのに治療も、補償さえも打ち切られようとしている。このような矛盾を、見のがすことはできません。

たとえ要求がとれたとしても、夫の記憶は蘇えらない。

人間としての生活は望めない。まだ小さい子供を育てるとともにその子供より手のかかる夫を見ながら、私はどうしたらよいかわからなくなります。わかることは、自分にも人生は一度しかないということです。

そう思うと、三十八年のあのいまわしい大爆発は、六年前の事故だといって終らせるわけにはいかないのです。

(右は、新聞〝主婦会三川〟に寄せられた一主婦の手記)

「何が人命尊重か！」

三井の殺人(ひきつづく)　職場に渦まく怒り

去る八日と十二日にひきつづいて、二人の坑内労働者が三井独占の手で尊い命を奪われてしまった。もちろんこんどの死も、原因が示しているように、いまに至ってさえなお、人命軽視・生産第一主義を押し通す三井独占資本によって殺されたのである。

「見て見らんですか。三川鉱の鉱長室の、鉱長たちが座る机の上には、ちゃんと〝三川鉱指針〟なるものが書いてはってあるですが、その第一番目に『人命尊重を第一とする』とあるですよ。いっぺんに四百五十八人の労働者を虐殺し、八百人以上のCO患者をつくるほどの大爆発をひき起こした三川鉱の職制として、これは当然のことでしょうか、空文化もはなはだしかですよ。人殺しは、三川鉱がひき受けとるじゃなかですか。命を守る保安闘争ば強めんならでけんですよ」――三川鉱に働く組合員は激しい怒りをぶちまける。

まず植岡さんが八日に

八日に命を奪われたのは植岡秋雄さん(五十八才で三井建設の組夫。荒尾市宮内社宅)である。

その日三川鉱本層二十六卸のフライアッシュ坑道に、四人の仲間とともに配役された植岡さんは、午前二時ごろ掘進ハンマーを手に穿孔中、上の巻き立てから降下してきた材料運搬の炭車に体をもみくちゃにされて死んだ。植岡さんは、穿孔機などの大音響の中にいたから、降下してくる炭車に気がつかなかったのである。

このような場合は、必ず監視人をつけるか、警報装置を施すべきはずになっているのか、無視されたのである。

しかも三年前の四十三年にも、職員の川田政光さんが、扇風機とベルトコンベアーの騒音の中で、こんどとまったく同じ形で命を奪われ、問題になったことを思えば、会社の怠慢は許されぬことである。

続いて吉川さんが十二日

十二日に命を奪われたのは宮浦鉱の新労組員の吉川光男さん(四十八才の運搬工で、勝立社宅紅葉ケ丘)で、事故はその日の午後六時二十八分ごろ、宮浦鉱の上層五十卸のシュート附近で起きた。

炭車と炭車の間に体をはさまれほとんど即死の状態だったという。ここにも生産だけに目を奪われた会社側の保安無視がハッキリ示されているばかりでなく、許されぬ仕事を押しつけて死に追いこんだ生産第一主義こそ問題だ。

今年もまた早くも、これで二人の犠牲者を出してしまったが、いま三池のヤマヤマの坑底には不安と怒りが渦まいている。

なお吉川さんには、未亡人となったユキミさん(四十九才)と子供四人の遺族がある。

「全軍労に支援を」

上原委員長らが街頭で訴え

「沖縄全軍労の仲間に暖かい支援を」――二月七日の正午から一時間、東京・中央区の数寄屋橋公園で総評などの反安保全国実行委員会の沖縄全軍労支援街頭募金が行なわれた。本土訪問中の上原康助全軍労委員長、仲吉良新沖縄県労協議長がタスキがけで先頭に立ち、白髪の堀井総評議長、応援にかけつけた評論家中野好夫、作家木下順二、同大江健三郎、俳優宇野重吉の文化人四氏も寒風をついてげんめいの訴え。

〝救世軍〟ふうのカンパを受ける大ナベも用意され、都民の関心を集めた。始めてまもなく、右翼数人がなぐりこむ一幕もあったが、上原委員長は「本土の人々の支援がなによりの力。ともにたたかいましょう」と胸をはっていた。

【KNA】

メーデー被告団が控訴

無罪は確定

メーデー事件(東京地裁判決)で有罪をいい渡された被告九十三人全員は二月十二日「騒乱罪を認めた判決には承服できない」と、東京高裁に控訴の手続きをとった。

おねがい

▼…職場新聞編集関係者の皆さん、それぞれ努力中と思いますがもし新聞ができあがりましたら、なるべくよければ四十部ほど本部に送って下さい。その際宛先を必ず「編集部ゆき」とお願いします。

▼…それから組合員・家族の皆さん、いよいよ福利闘争・CO闘争・賃上げ闘争、安保破棄と重大な闘いがつづきますから、闘いをもり上げる上で、希望・疑問・決意などを出し合うことが重要ですとしとし本紙へ寄せて下さい。